

県央みずほ斎場指定管理者募集要項

令和7年6月

埼玉県央広域事務組合

目 次

1	指定管理者募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
	（1）名称及び所在地	1
	（2）火葬実績	1
	（3）施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	1
4	指定の期間	1
5	使用料に関する事項	1
6	管理に要する経費	2
	（1）指定管理料	2
	（2）指定管理料の支払い実績	2
	（3）指定管理料の精算	2
7	応募資格等	2
	（1）応募資格	2
	（2）複数の法人等による応募	3
8	申請の方法	3
	（1）提出書類	3
	（2）募集要項等の配布	4
	（3）提出部数	4
	（4）提出方法	4
	（5）提出先	4
	（6）申請書受付期間	4
	（7）現場説明会	4
	（8）質問事項の受付	5
	（9）留意事項	5
	（10）無効又は失格	5
9	指定管理者の候補者の選定	6
	（1）選定方法	6
	（2）選定基準	6
	（3）プレゼンテーション等	6
	（4）選定結果の通知及び公表	6
10	指定管理者の指定及び協定の締結	6
	（1）指定管理者の指定	6

(2) 協定の締結	6
(3) 留意事項	6
1 1 事業報告、調査、指示等	7
(1) 事業報告書等の提出	7
(2) 調査・指示	7
(3) 帳簿、書類等の提出要求	7
1 2 その他	7
(1) 指定管理者の履行責任に関する事項	7
(2) 事業の継続が困難となった場合の措置	8
(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	8
1 3 スケジュール	9
1 4 配布資料	9
1 5 問い合わせ先	10

・別紙1（第1次審査基準）、別紙2（第2次審査基準）

県央みずほ斎場指定管理者募集要項

1. 指定管理者募集の趣旨

鴻巣市、桶川市及び北本市（以下「組合市」という。）で構成されている埼玉県央広域事務組合（以下「組合」という。）では、埼玉県央広域事務組合斎場設置及び管理条例（平成10年組合条例第8号。以下「条例」という。）第13条に基づき、県央みずほ斎場（以下「斎場」という。）の管理に関する業務を効果的かつ効率的に行うため指定管理者制度を導入していますが、指定期間の終了に伴い次期指定管理者を募集します。

2. 施設の概要

（1）名称及び所在地

名 称	所 在 地
県央みずほ斎場	鴻巣市境1143番地

（2）火葬実績

（単位：件）

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
火葬実績	人 体	2,795	2,991	3,252	3,240	3,386
	小動物	1,572	1,568	1,565	1,506	1,543

（3）施設の概要

県央みずほ斎場指定管理者管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3. 指定管理者が行う業務の範囲

- （1）条例第5条各号に掲げる業務
- （2）斎場の使用許可に関する業務
- （3）斎場の使用料の徴収・収納に関する業務
- （4）施設等の維持管理に関する業務
- （5）その他管理運営に関する業務

4. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※令和9年度から令和10年度に大規模改修工事（屋上防水、外壁、空調設備等）を実施する予定です。

5. 使用料に関する事項

斎場の使用料については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条に基づき徴収するものとし、収納事務の委託契約を組合と締結するものとします。（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に規定する利用料金制は採用しません。利用者が支払う使用料金は、使用料としてすべて組合の収入となります。）

6. 管理に要する経費

(1) 指定管理料

本施設の管理運営に要する経費は、組合から指定管理料として指定管理者に支払います。

指定管理料は、施設運営業務、施設維持管理業務及び経営管理業務にかかる次の費用を対象とする。ただし、燃料費（灯油）は除きます。

- ・人件費
- ・施設維持管理に関する各種委託業務等
- ・施設の管理経費【消耗品、光熱水費（電気料は除く）、通信費、修繕費等】

指定管理者は、会計年度毎（指定期間）に指定管理料の額を算出し、県央みずほ斎場の管理業務に関する収支予算書（別紙2）に記載してください。指定管理料については、毎年度、予算の範囲内で指定管理者に支払います。指定管理料の具体的な額や支払時期、方法等は、指定管理者と別途協議のうえ協定で定めます。

(2) 年度協定額（参考）

（単価：円）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
89,189,000	91,733,000	91,896,000	92,684,000	91,119,000

(3) 指定管理料の精算

組合が支払う指定管理料のうち、修繕費の執行残は会計年度終了時に精算します。

7. 応募資格等

(1) 応募資格

応募者は、法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）とします。ただし、個人または次のいずれかに該当する法人等は指定を受けられません。

ア 火葬業務に3年以上携わった者を確保することができない法人等

イ 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定があった法人等

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項及び第167条の11第1項の規定により、組合市における一般競争入札及び指名競争入札の参加を制限されている法人等

エ 組合市から入札参加停止の措置を受けている法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 国税及び地方税を滞納している法人等

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくな

った日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等

ク 代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条第2項（副市長の兼業禁止）及び第180条の5第6項（委員会の委員又は委員の兼業禁止）に該当するもの。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第122条及び第133条に該当する場合（長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が1/2以上の法人）を除きます。

コ 法人等その他の団体の役員に次のいずれかの者が含まれているもの

（ア）破産者で復権を得ない者

（イ）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの間の者

（ウ）暴力団員又はその利益となる活動を行う者

（2）複数の法人等による応募

斎場施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合には、次に掲げる事項に留意してください。

なお、構成団体のいずれかが上記のア～コのいずれかに該当する場合は、指定を受けられません。

ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めてください。

イ 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することはできません。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

8. 申請の方法

（1）提出書類

ア 県央みずほ斎場指定管理者指定申請書（様式第18号）

イ 県央みずほ斎場の管理業務に関する事業計画書（別紙1）

ウ 県央みずほ斎場の管理業務に関する収支予算書（別紙2）

エ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（その他の団体にあっては、規約又はこれに類するものの写し）

オ 納税証明書（直近1年分）

（ア）国税・法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

（イ）地方税・法人事業税、法人住民税、固定資産税に係る納税証明書

カ 法人等の決算関係書類（最近の3事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録、資金収支計算書又はこれらに類する書類）

キ 法人等の予算関係書類（申請する日の属する事業年度の収支予算書、事業計画書又はこれらに類する書類）

ク 法人等の概要が分かる書類（設立趣旨、沿革、事業内容、実績等について記載のあるもので、既存のパンフレット等でも可）

ケ グループによる申請の場合にあっては、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類（別紙3）

コ 役員等の名簿（別紙4）

サ 誓約書（別紙5）

7. 応募資格等（1）のア～コに該当しないことの誓約書

（2）募集要項等の配布

ア 配布期間 令和7年6月2日（月）から6月30日（月）まで
（土・日は除く。）

イ 配布時間 午前9時から午後5時まで

ウ 配布場所 「15. 問い合わせ先」のとおり

※埼玉県中央広域事務組合のホームページからダウンロードできます。

（3）提出部数

正本1部、副本（コピー可）10部（そのうち1部は製本をしないもの）及び電子ファイル（CD-R）1部を提出してください。

なお、グループによる申請の場合は、8. 申請の方法（1）のエ～ケについては、構成団体ごとに提出してください。

（4）提出方法

申請書類の提出は、持参とします。

（5）提出先

埼玉県鴻巣市箕田1638番地1

埼玉県中央広域事務組合事務局総務課

電話 048-597-2001

（6）申請書受付期間

令和7年7月28日（月）から8月1日（金）まで

提出時間 午前9時から午後5時まで

（7）現場説明会

斎場の概要、管理業務の内容等を確認するため、次により現場説明会を開催します。

ア 日 時 令和7年6月27日（金）午前10時開始

イ 場 所 県央みずほ斎場（鴻巣市境1143番地）

ウ 申込方法 令和7年6月23日（月）までに、電子メール又はFAXにより、埼玉県中央広域事務組合事務局総務課まで申込みください。
その際、法人等の名称、参加希望者名、連絡先、質問の回答先

(メールアドレスか FAX 番号)を連絡ください。なお、参加人数は、1 団体 2 名以内とします。

[メールアドレス] saijyou@ken-o.or.jp

[FAX 番号] 048-597-3676

(8) 質問事項の受付

ア 受付期間

令和7年7月7日(月)から7月11日(金)午後5時まで

イ 受付方法

必ず、募集要項の内容等に関する質問書(別紙6)に記入のうえ、電子メール又はFAXで提出してください。口頭による質疑は受け付けません。

[メールアドレス] saijyou@ken-o.or.jp

[FAX 番号] 048-597-3676

ウ 回答方法

令和7年7月18日(金)までに説明会参加者全員に電子メール(又はFAX)により回答します。質問者名は公表しません。

(9) 留意事項

ア 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、組合は、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

イ 提出された書類の内容を変更することはできません。また、申請書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

なお、提出された書類等は理由の如何に関わらず返却しません。

ウ 提出された申請書類は、埼玉県央広域事務組合情報公開条例(平成13年組合条例第9号)に基づき公開することがあります。(原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を損なうおそれのある情報を除きます。)

エ 提出された書類について、補足する資料の提出を求める場合があります。

オ 申請に関して提出を求められている書類がなく、また新たに作成することができない特別の事情がある場合は、書類がない旨及びその理由を記載した申立書(別紙7)を提出してください。

カ 申請書類提出後に辞退する場合は、指定管理者指定申請辞退届(別紙8)を提出してください。

キ 申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(10) 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 申請書類に虚偽の記載があるとき。

オ その他、応募資格に適さないとき。

9. 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の候補者の選定に当たっては、県央みずほ斎場指定管理者選定委員会において、提出された申請書により、書類審査、プレゼンテーション等を実施し、選定基準に最も適合する申請者を指定管理者の候補者として選定します。

なお、申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(2) 選定基準

条例第17条各号に定める選定基準によることとします。

ア 事業計画による斎場の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が斎場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

審査項目及び配点は、別表1、別表2のとおりです。

(3) プレゼンテーション等

ア 選定に当たり、申請書類の審査の後、プレゼンテーションを行います。

イ プレゼンテーションの日時、場所については、後日、該当する申請者に対して書面で通知します。

ウ プレゼンテーションの出席者は3人以内とします。

(4) 選定結果の通知及び公表

プレゼンテーションの後、指定管理者選定委員会で最終評価を行い、指定管理者候補者を選定します。選定の結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、選定された候補者を公表する予定です。

10. 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、議会の議決を得たのち、指定管理者に書面で通知するとともに、告示を行います。

(2) 協定の締結

組合と指定管理者とは、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、「協定」を締結します。なお、協定で定める事項は、埼玉県央広域事務組合斎場設置及び管理条例施行規則第16条第2項各号に定めるものとします。（協定の締結前に仮協定を締結します。）

(3) 留意事項

ア 指定の議決を得るまでの間又は議決後に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者として指定しないことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指

定を取消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

(イ) 資金事情の悪化により、指定管理業務の履行に支障があると認められるとき。

(ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1 1. 事業報告、調査、指示等

(1) 事業報告書等の提出

ア 月例業務報告書の提出

毎月の管理実施内容等を管理日誌に記載するとともに、毎月5日までに前月分の月例業務報告書を組合へ提出し、毎月1回調整会議を開催します。なお、提出様式の記載内容等については、組合と指定管理者が協議して決めることとします。

イ モニタリングの実施

指定管理者は、毎月、自己評価を実施し、その結果を組合へ報告するものとし、自らの業務能力の向上を図るよう努めるものとします。

また、組合は、指定管理業務に関する定期評価及び随時評価を行い、指定管理者は、定期評価及び随時評価に関し、組合から指示を受けた場合は、その指示に従うものとします。

ウ 事業報告書の提出

指定管理者は、年度分の事業報告書を作成して、翌年度の4月30日までに組合へ提出するものとします。

(2) 調査・指示

組合は、必要に応じて報告を求め、又は調査を行い、指示を行うことができるものとします。

(3) 帳簿、書類等の提出要求

組合の求めに応じ、指定管理者は帳簿、書類、その他の記録を提出する必要があります。また、組合の監査委員による監査を実施する場合があります。

1 2. その他

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに組合に報告することとします。

イ 指定管理者は、事業の継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに組合に報告することとします。

ウ 前記に規定するものの他、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になった場合は、組合は指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は、組合に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、組合及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、組合と事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

ウ その他

前記に規定するものの他、組合及び指定管理者双方の事情により事業の継続が困難となった場合については、組合と指定管理者とは誠意をもって協議するものとします。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、組合と指定管理者とは誠意を持って協議するものとします。

ア 指定管理者と組合の責任分担

包括的管理責任は、あくまでも組合にあります。が、斎場の管理運営についての指定管理者と組合の責任分担については、次のとおりです。

責任の内容		責任の分担
運営費の増加	指定管理者以外の要因による運営費の増加	事案ごとに組合と指定管理者が協議して定める
施設等の修繕	大規模な修繕・改修	組合
	小規模な修繕（1件あたり130万円以下のもの）であって、協定書で定めた予算の範囲	指定管理者
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵によるもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案ごとに組合と指定管理者が協議して定める

責任の内容		責任の分担
利用者等への 損害賠償	施設等の管理上の瑕疵による もの	指定管理者
	上記以外のもの	事案ごとに組合と指定管 理者が協議して定める
保険加入	火災保険	組合
	利用者等に係る損害賠償保険 (施設賠償保険)	指定管理者

※本表に定めがない場合又は疑義がある場合は双方の協議のうえ決定します。

イ 施設の備品等の取扱い

指定管理者に変更が生じた場合には、組合の所有以外の備品等（現指定管理者が所有のもの）については、新旧の指定管理者で協議のうえ引き継ぐものとします。

13. スケジュール

月 日	内 容
6月2日（月）～6月30日（月）	募集要項の配布期間（土、日を除く。）
6月27日（金）	現場説明会（要事前申込み）
7月7日（月）～7月11日（金）	質問事項の受付期間
7月18日（金）	質問に対する回答期限
7月28日（月）～8月1日（金）	申請書の受付期間
8月上旬～8月下旬	審査（プレゼンテーション等）
9月上旬以降	指定管理者候補者の選定
9月中旬	仮協定締結
11月中旬	指定管理者の指定議案の議決
11月下旬	指定管理者の指定通知（告示）
1月～3月	業務協議、業務引継ぎ、準備行為
2月	基本協定の締結
3月	年度協定の締結

14. 配布資料

- (1) 別表1、別表2（審査基準）
- (2) 県央みずほ斎場指定管理者管理業務仕様書
- (3) 県央みずほ斎場指定管理者指定申請書（様式第18号）
- (4) 県央みずほ斎場の管理業務に関する事業計画書（別紙1）
- (5) 県央みずほ斎場の管理業務に関する収支予算書（別紙2）
- (6) グループ構成団体一覧表（別紙3）
- (7) 役員等の名簿（別紙4）

- (8) 誓約書（別紙5）
- (9) 県央みずほ斎場指定管理者募集要項の内容等に関する質問書（別紙6）
- (10) 申立書（別紙7）
- (11) 指定管理者指定申請辞退届（別紙8）
- (12) 県央みずほ斎場指定管理者指定申請書提出書類一覧（別紙9）

15. 問い合わせ先

〒365-0062

埼玉県鴻巣市箕田1638番地1

埼玉県中央広域事務組合事務局総務課

電話番号 048-597-2001

FAX番号 048-597-3676

メールアドレス saijyou@ken-o.or.jp

(別表 1)

第 1 次審査基準

選定基準	審査項目	配点
事業計画による斎場の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること	施設の管理業務に対する基本方針	5
	指定管理者の指定を申請した理由	
	施設の現状に対する認識及び今後のあり方	5
	住民の平等利用を確保するための方策	5
事業計画書の内容が斎場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること	【施設の運営に関する提案】（年間自主事業計画）	5
	利用者のサービスの向上を図るための方策	5
	利用者等の要望の把握及び実現策	5
	利用者のトラブルの未然防止と対処方法	5
	施設管理経費の縮減	1 5
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること	管理体制（組織図・職員数）	5
	施設管理の専門性	1 0
	財政状況の健全性	5
	収支計画の妥当性	1 0
	職員の研修計画	5
	リスク管理方策（緊急時の対策）	5
	個人情報保護するための措置	5
	情報公開を行うための措置	5
	地元雇用への配慮	5
	施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務	5
合 計		1 1 0

(別表 2)

第 2 次審査基準

審査項目		配点
事業計画による斎場の運営が 住民の平等利用を確保するこ とができるものであること	施設の管理業務に対する基本方針及び指定管理者の指定を 申請した理由	1 0
	施設の現状に対する認識及び今後の在り方	
	住民の平等利用を確保するための方策	
事業計画書の内容が、斎場の効 用を最大限に発揮させるとと もに、その管理に係る経費の縮 減が図られるものであること	利用者のサービスの向上を図るための方策	1 0
	利用者等の要望の把握及び実現策	1 0
	利用者のトラブルの未然防止と対処方法	1 0
	施設管理経費の縮減	3 0
事業計画書に沿った管理を安 定して行う物的能力及び人的 能力を有するものであること	管理体制（組織図・職員数）	1 0
	施設管理の専門性	1 0
	収支計画の妥当性	2 0
	個人情報保護のための措置	1 0
その他	プレゼンテーション能力	1 0
合 計		1 3 0